

## 契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

**この書面の内容をよくお読みください。**

商号 株式会社フラム

住所 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町4丁目3-14-201

TEL 03-3527-9430

金融商品取引業者 当社は投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号： 関東財務局長（金商）第2931号

### ○ 投資顧問契約の概要

- (1) 投資顧問契約は、株式等の金融商品投資の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- (2) 当社からの助言に基づいて、お客様が行った金融商品の売買は、全てお客様に帰属いたします。当社の助言は、お客様の取引を拘束するものではありません。当社の助言に基づく売買の結果損害が発生した場合でも、当社は一切の損害を賠償することはいたしません。また、損害の一部を補填することもいたしません。これについては法律で禁止されているためお客様の売買の損失補填はできません。したがって、お客様の金融商品取引は、最終的にお客様の責任と判断に基づき、お客様ご自身でお取引を行っていただきます。

### ○ 助言報酬等について

- (1) 投資顧問契約により、国内の株式等の金融商品投資の価値の分析、又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、下表のプラン区分に従い助言を行い、お客様は、契約された投資顧問契約に基づいて助言報酬をポイント換算でお支払いいただきます。
- (2) 当社が管理するWEBサイト（以下「当サイト」といいます。）から事前に1pt=100円でポイントを購入していただき、ポイントで次表の投資助言契約プランを購入していただきます。但し、ポイントの実質価格は購入方法により異なります。（サービスポイントとして付加的なポイントが付与される場合があります。）
- (3) ご購入いただいたポイントは、当サイトの会員ページのポイント残欄に残高が表示されます。（当社からサービスポイントを付与する場合があります。）
- (4) 会員は、当サイトの会員ページのポイント残欄に表示された残高の範囲内で投資助言プランをご指定いただけます。（サービスポイントは次回の購入からご利用いただけます。）

- (5) ご購入いただいたポイントにつきましては有効期限が60日となります。なおサービスポイントにつきましては有効期限が180日となります。いずれも有効期限内に契約プランをご指定いただき、投資顧問契約を締結してください。
- (6) 当社は、次のプランの区分に従い、下記報酬をもって投資助言を行います。

【期間契約プラン】

国内上場株式を対象とし、テクニカル分析及びファンダメンタルズ分析により抽出した銘柄情報を期間内で随時、Webサイト、電話または電子メールでお客様に提供を行います。各プランの報酬額は次のとおりとし、報酬額には消費税を含みます。

プラン区分	報酬額	助言の方法等
ビギナープラン	<input type="checkbox"/> 30日間 100,000円(1,000pt) <input type="checkbox"/> 90日間 300,000円(3,000pt)	30日毎に1~2銘柄の情報配信
ゴールドプラン	<input type="checkbox"/> 30日間 150,000円(1,500pt) <input type="checkbox"/> 90日間 350,000円(3,500pt)	30日毎に2~3銘柄の情報配信 月間で保有1銘柄の分析診断
プラチナプラン	<input type="checkbox"/> 30日間 300,000円(3,000pt) <input type="checkbox"/> 90日間 500,000円(5,000pt) <input type="checkbox"/> 180日間 1,000,000円(10,000pt)	30日毎に2~3銘柄の情報配信 月間で保有2銘柄の分析診断 代表者コラムを週次配信
クリスタルプラン	<input type="checkbox"/> 30日間 500,000円(5,000pt) <input type="checkbox"/> 90日間 1,000,000円(10,000pt) <input type="checkbox"/> 180日間 1,500,000円(15,000pt)	30日毎に2~3銘柄の情報配信 月間で保有2銘柄の分析診断 代表者コラムを週次配信
VIPオーダープラン	<input type="checkbox"/> 90日間 2,000,000円(20,000pt) <input type="checkbox"/> 180日間 4,000,000円(40,000pt) <input type="checkbox"/> 1年間 6,000,000円(60,000pt)	30日毎に2~3銘柄の情報配信 月間で保有銘柄の総合分析診断 代表者コラムを週次配信 総合的な投資相談

### 【シングル契約プラン】

国内上場株式を対象とし、テクニカル分析及びファンダメンタルズ分析により抽出した銘柄情報を1回、ウェブページ、電話または電子メールでお客様に提供する。また、電話及び電子メールで、売買手法を説明する。各プランの報酬額は次のとおりとし、報酬額には消費税を含む。

プラン区分	報酬額	助言の方法等
初回お試しプラン	50,000 円 (500pt)	1 銘柄の情報配信
ベーシックプラン	300,000 円 (3,000pt)	2～3 銘柄の情報配信 保有 1 銘柄の分析診断
ビジネスプラン	500,000 円 (5,000pt)	2～3 銘柄の情報配信 保有 2 銘柄の分析診断
プレミアムプラン	1,000,000 円 (10,000pt)	3～4 銘柄の情報配信 保有 2 銘柄の分析診断
ファーストプラン	1,500,000 円 (15,000pt)	3～4 銘柄の情報配信 保有 3 銘柄の分析診断

(7) 申込みプランの料金の支払いの方法は、契約締結時に会員ページに記載される当社名義の金融機関口座への振り込みもしくは、クレジットカード決済をご選択いただけます。尚、クレジットカード決済時の場合、サービスポイントは付与されません。また金融機関口座へのお振り込み時の送金にかかる手数料は、お客様負担となります。

#### ○ その他の費用

当サイトへのアクセス、メール送受信などにかかるインターネット接続料及び通信料はお客様のご負担となります。

#### ○ 有価証券等に係るリスクについて

当社とお客様の投資顧問契約により当社が助言をする金融商品取引に関連するリスクは、次のとおりです。

##### (1) 株式

価格変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

## (2) 信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回る場合があります。

### ○クーリング・オフの適用

この投資顧問契約では、書面によるクーリング・オフの対象となります。具体的な取扱いは、次のとおりとなります。

#### (1) クーリング・オフ期間内での契約解除

- ① お客様は、契約締結時書面を電子的に受信した日から起算して 10 日を経過までの間、書面による契約解除の意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
- ③ 契約の解除に伴う報酬の払戻しは、次のとおりとなります。
- ④ 投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合は、投資顧問契約締結（全プラン）のために、通常要する費用（封筒代、通信費など）相当額を報酬額から差し引いてお客様に払い戻しいたします。

##### ・期間契約プラン契約時の払い戻しについて

投資顧問契約に基づく助言を行っている場合は、契約解除日までの日割り計算したポイント相当の金額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる場合のみ。）を報酬額から差し引いてお客様の指定口座に払い戻しいたします。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた 1 円未満の端数は切り捨て、契約解除に伴う損害賠償、違約金は請求いたしません。

##### ・シングル契約プラン契約時の払い戻しについて

解除日までに行った助言回数に応じて算定した使用済みポイント相当の金額を報酬額から差し引いて払い戻しいたします。なお契約解除に伴う損害賠償、違約金は請求いたしません。

### ○クーリング・オフ期間経過後の契約の中途解除

#### (1) 期間契約プランの契約の中途解除

- ① 契約を中途解除しようとする日の 1 ヶ月前までの書面による意思表示で契約を解除できます。

- ② 契約解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除予定日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。（サービスポイントは返還の対象にはなりません。）

#### (2) シングル契約プランの契約の中途解除

各プランに応じた助言回数に応じて算定した使用済みポイント相当の金額をお支払い済みの報酬額から差し引いた残額をお客様の指定口座へお返しいたします。なお、残ポイントが0 pt（情報の閲覧終了）の場合は、ポイントの契約期間終了とし、金額の返還は出来ません。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。（サービスポイントは返還の対象にはなりません。）

#### ○租税の概要

お客様が金融商品等を売買された際には、売買された金融商品に関する税制が適用されます。取引された売買益に対する課税、配当や利子等への課税が発生いたします。なお、税率等については取引口座のある証券会社等にお問い合わせください。

#### ○投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間が満了したとき。（契約を更新する場合を除きます。）
- ② クーリング・オフ期間又はクーリング・オフ期間経過後においてお客様からの申出があったとき。（詳しくは、上記クーリング・オフの適用をご参照下さい。）
- ③ 当社が投資助言業を廃業或いは倒産したとき。

#### ○禁止事項

当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

##### (1) 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと

- ・有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
- ・有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介取次ぎ又は代理
- ・次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

- ①取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
- ②外国金融市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
- ③店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

- (2) 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- (3) 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと
- (4) 顧客の有価証券売買に伴う損失に対しての補填行為、或いはそれに類似する行為

○当社の投資顧問契約の契約先におけるお約束事項

当社の投資顧問契約は、お客様が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約される方とのみ締結させていただきます。

- (1) 金融商品取引業者として法律上、助言契約を結ぶことができない方
  - ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）。
  - ② 暴力団員等が経営を支配し、又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する企業等。
  - ③ 不当に暴力団員等を利用してと認められる行動や、暴力団員等と関係を構築すること。
  - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与を行っているとは認められる関係を有すること。
  - ⑤ その他暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2) お客様自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約される方とのみ締結させていただきます。

- ① 投資顧問契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 暴力的な要求行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

○会社の概要

1 資本金

1,100 万円

2 役員の氏名

代表取締役 渡邊 誠二

3 主要株主

渡邊 誠二

4 分析者・投資判断者

渡邊 誠二

5 助言者

渡邊 誠二

本多 和雄

6 当社への連絡方法

電話番号 03 - 3527 - 9430

メールアドレス info@fulham.jp

7 当社が加入している金融商品取引業協会

該当なし

なお、管轄の財務局 関東財務局で当社の登録簿を自由にご覧になれます。

8 当社の苦情処理措置について

お客様からの苦情につきましては、当社が定める苦情・紛争処理規程に基づき当社の苦情取扱責任者が対応させていただきます。なお、当社の苦情・紛争処理規程については当社ホームページから閲覧することが可能です、またお電話で請求された場合は登録の E-Mail アドレス宛に電子メールでお送りいたします。

当社苦情受付窓口は次の通りです。

電話番号 03 - 3527 - 9430

9 当社の紛争解決措置について

当社とお客様との間における紛争を次に掲げる紛争解決機関（金融 ADR）によるあっせん又は仲裁手続きにより紛争解決を図ることとしています。

① 東京弁護士会紛争解決センター : TEL 03 - 3581 - 0031

② 第一東京弁護士会仲裁センター : TEL 03 - 3595 - 8588

③ 第二東京弁護士会仲裁センター : TEL 03 - 3595 - 8588

当社は紛争解決機関として協定書及び紛争解決機関の細則を遵守し、紛争解決機関が行うあっせんの手続きに従って紛争解決に努めます。なお、お客様は紛争解決機関（金融 ADR）によるあっせん又は仲裁手続きによる手続き費用を請求された際には、お客様に費用をご負担いただきます。

10 当社が行う業務

当社は、投資助言葉のみを行っています。